東光有限責任監査法人
Toko LLC

TOKOニュースレター

Ｖｏｌ．１９１/２０２６年１１月号
発行日：２０２６年１１月２０日

２026 年 10 月１日、改正労働施策総合推進法に基づくカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます）防止措置が施行されました。これにより、業種や企業規模を問わず、労働者を雇用するすべての事業主に、カスハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられました。
職場におけるカスハラとは、顧客等の言動が社会通念上許容される範囲を超え、労働者の就業環境を害するものをいいます。顧客からの苦情がすべて該当するわけではなく、言動の内容や態様などを踏まえ、総合的に判断されます。
事業主には、方針の周知・啓発、相談体制の整備、事実確認や被害者への配慮、再発防止、カスハラの抑止措置、プライバシー保護などが求められます。
措置義務違反そのものに刑事罰はありませんが、行政による助言・指導・勧告の対象となり、勧告に従わない場合は企業名等が公表される可能性があります。また、法令に基づく報告を怠った場合などには、20 万円以下の過料が科されることがあります。カスハラへの対応を怠った場合には、労働者の被害をめぐって損害賠償責任を問われる可能性もあるため、社内体制の整備が重要です。

最新情報（２０２６年１０月１日～２０２６年１０月３１日）

１．業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内　　容	適用時期等
2026年 10月16日	実務指針	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2026 年 10 月7日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 38 号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表いたしましたので、お知らせします。 2025 年3月 11 日に改正移管指針第９号「金融商品会計に関する実務指針」が公表され、特定の要件を満たした場合において、組合員はその出資する組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の	―

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko LLC　All rights reserved

			会計処理の基礎とすることを認められることとなりました。 　また、2025 年6月 23 日に、経済産業省から「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説（令和７年度版）」が公表されました。 　これらを受けて、想定される組合員の財務情報に対するニーズや昨今の業界実務との整合性を図るため、見直しを行ったものです。 　主な改正点については、補足説明資料に記載しておりますので、ご参照ください。 　本改正の取りまとめに当たっては、2026 年8月 21 日から９月 18 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて掲載しております。また、公開草案に寄せられたコメントへの対応のほか、字句等の軽微な修正を行っております。	

２．IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

３．学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

４．非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

該当なし

５．IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

６．その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内　　容	適用時期等
2026年 １０月8日	研究 報告	中小事務所等施策調査会研究報告第９号「第１種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェ	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026 年 10 月７日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第９号「第１種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 　本研究報告は、監査事務所が、金融商品取引法第 24 条の５第	２０２６年 １０月

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　　Copyright© Toko LLC　All rights reserved

		ックリスト」の改正について	１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる第１種中間連結財務諸表又は第１種中間財務諸表に関する表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものです。 本研究報告利用上の注意については、チェックリスト本文「１．はじめに」及び「３．本研究報告利用上の留意点」をご参照ください。 なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したものであるため、被監査会社の半期報告書の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があります。 また、本研究報告は、2026 年９月 30 日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しているため、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要があることを申し添えます。	
２０２６年 １０月８日	研究報告	中小事務所等施策調査会研究報告第 12 号「第２種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について	日本公認会計士協会（中小事務所等施策調査会）は、2026 年 10 月７日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「中小事務所等施策調査会研究報告第 12 号「第２種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェックリスト」の改正について」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本研究報告は、監査事務所が、金融商品取引法第 24 条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる第２種中間連結財務諸表及び第２種中間財務諸表に関する表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものです。 本研究報告利用上の注意点については、チェックリスト本文「１．はじめに」及び「３．本研究報告利用の留意点」をご参照ください。 なお、本研究報告は、あくまでも一例を示したものであるため、被監査会社の半期報告書の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要があります。 また、本研究報告は、2026 年９月 30 日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて作成しているため、法令や会計基準等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮した上で使用する必要があることを申し添えます。	２０２６年 １０月
2026年 １０月13日	研究報告	テクノロジー委員会研究文書第 15 号「デジタル監査	日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）では、2026 年 10 月７日に開催されました常務理事会の承認を受けて、テクノロジー委員会研究文書第 15 号「デジタル監査証拠に関する研究	－

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko LLC　All rights reserved

		証拠に関する研究文書」の公表について	文書」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 近年のテクノロジーの発展は著しく、これを受けて企業の業務においてデジタル化が進展しています。デジタル化の進む企業の業務には、財務報告に関連する内部統制も含まれることが想定され、会員各位の関与する財務諸表監査、内部統制監査への影響が併せて想定されます。 このような状況の中、デジタル化された監査証拠に対する会員の理解の促進のため、具体的な事例等を示すことを目的として、本研究文書の取りまとめを行っております。 会員各位におかれましては、実務に際して本研究文書を参考にしていただけますと幸いです。	
２０２６年 10月13日	お知らせ	監査基準報告書500 研究文書第１号「電子的監査証拠に係る研究文書」の廃止について	2026年8月10日に公表した、「監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」の改正（公開草案）」（意見募集期限：9月10日）について、改正概要の説明動画を作成いたしました。公開草案のポイントをまとめて解説しておりますので、ご参考にしていただけますと幸いです。	―

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko LLC　All rights reserved

Ⅱ．連絡広場（ワンポイントメッセージ）

令和８年分の年末調整では、所得税の基礎控除や給与所得控除の引き上げ、扶養親族等の所得要件の緩和などが行われます。これらの改正は令和８年 12 月１日に施行され、令和８年分以後の所得税に適用されます。令和８年 11 月までの毎月の源泉徴収には反映されず、12 月の年末調整において、改正後の控除額により年間の所得税額を再計算し、既に源泉徴収された税額との過不足を精算します。

まず、基礎控除が引き上げられます。所得税法上の基礎控除額は 58 万円から 62 万円となり、令和８年分および令和９年分については、合計所得金額に応じた加算が設けられています。合計所得金額が 489 万円以下の場合は 104 万円、489 万円を超え 655 万円以下の場合は 67 万円、655 万円を超え 2,350 万円以下の場合は 62 万円となります。

あわせて、給与所得控除の最低保障額も 65 万円から 74 万円に引き上げられます（本則：69 万円＋特例：5 万円）。これにより、比較的年収が低い従業員を中心に課税所得が圧縮され、所得税負担が軽くなる方向です。

また、扶養親族や同一生計配偶者の合計所得金額要件は、58 万円以下から 62 万円以下へ引き上げられます。給与収入のみの家族であれば、年間収入 136 万円以下が目安となります。ただし、扶養控除の対象となる扶養親族は原則として年齢 16 歳以上の親族であるため、16 歳未満の子が新たに扶養控除の対象となるわけではありません。

さらに、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の特例が創設されます。令和８年分および令和９年分について、一般生命保険料控除の適用限度額は６万円となります。該当する従業員は、保険料控除申告書に年齢 23 歳未満の扶養親族の氏名等を記載する必要があります。

企業側の実務としては、年末調整の申告書を配布する際に、基礎控除申告書や扶養控除等申告書の記入方法を改めて案内することが重要です。特に、扶養親族の所得状況や、改正により新たに扶養対象となり得る家族の有無については、従業員本人からの申告を確認する必要があります。

以上

【発行元】
東光有限責任監査法人　ナレッジチーム
〒162-0824
東京都新宿区揚場町１番１号　揚場ビル３階
Tel:03-6904-2702　Fax:03-6904-2703

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。　Copyright© Toko LLC　All rights reserved